



2017年JAFカップオールジャパンダーツトリアル JMRC全国オールスターダーツトリアル in 近畿



特別規則書

- 開催日 ▶ 2017年11月11日(土)～12(日)
- 開催場所 ▶ コスモパーク(京都府京都市右京区)
- 公認 ▶ 一般社団法人日本自動車連盟(JAF)
- 公認番号 ▶ 2017年第3208号
- 主催 ▶ チームフリート
- 協力 ▶ JMRC近畿
JMRC近畿ダーツトリアル部会
- 後援 ▶ JMRC北海道
JMRC東北
JMRC関東
JMRC中部
JMRC近畿
JMRC中国
JMRC四国
JMRC九州



第1条 競技会の定義および組織
2017年JAFカップオールジャパンダートトライアル/JMRC全国オールスターダートトライアル in 近畿は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）のFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその付則、2017年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定（第1章および第2章を除く）、並びに2017年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

第2条 競技会の名称
2017年JAFカップオールジャパンダートトライアル
JMRC全国オールスターダートトライアル in 近畿

第3条 競技種目
ダートトライアル

第4条 競技の格式
JAF公認：国内競技 JAF公認番号：2017年 第3208号

第5条 開催日程
2017年11月11日（土）～12日（日） 2日間

第6条 競技会開催場所（コース公認No.2017-II-2601）
名 称：コスモスパーク
所在地：京都府京都市右京区京北大字津町大山1
TEL：0771-72-0096

第7条 オーガナイザー
名 称：チームフリート（TEAM FLEET）
代表者：地神 耀
所在地：〒651-2401 兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡271番地
TEL：078-967-2641 FAX：078-967-3297

第8条 大会役員
大会名誉会長：岡本 欣治（下宇津区長）
大会会長：武地 満喜（JMRC近畿運営委員長）
大会副会長：三重野 正治（JMRC九州副運営委員長）

第9条 組織委員会
組織委員長：田口 都一（JMRC近畿ダートトライアル部会長）
組織委員：恒松 雅彦（JMRC北海道顧問）
組織委員：立川 敬士（JMRC東北ダートトライアル部会長）
組織委員：星野 悟（JMRC関東ダートトライアル部会長）
組織委員：齋藤 道夫（JMRC中部ダートトライアル部会長）
組織委員：三好 工（JMRC中国ダートトライアル部会長）
組織委員：松原 宏（JMRC四国ダートトライアル部会長）
組織委員：橋本 和信（JMRC九州ダートトライアル部会長）

第10条 競技会主要役員
1) 競技会審査委員会
競技会審査委員長：坂本 光弘（JAF派遣）
競技会審査委員：嶺下 宗男（JAF派遣）
競技会審査委員：石田 正博（組織委員会任命）
2) 競技役員
競 技 長：杉尾 泰之
副 競 技 長：下町 俊彦
コ ー ス 委 員 長：地神 耀
計 時 委 員 長：今井 健文
技 術 委 員 長：中尾 鉄郎
パ ド ッ ク 委 員 長：北野 匡秀
救 急 委 員 長：福本 正道
医 師 団 長：林田 博人
事 務 局 長：田口ゆかり

第11条 参加申込および参加費用
1) 参加申込場所および問い合わせ先（大会事務局）
① JAF全日本選手権シリーズの出場資格保持者
（下記の大会事務局宛に現金書留または振込にて申込むこと）
所在地：〒573-0049
大阪府枚方市山之北上町5-2-503 JAFカップ事務局
担当者：田口 都一
TEL：090-8790-8484 FAX：072-841-0078
E-mail：jafcup.allstar.dirt@gmail.com
【銀行振込先口座】
三菱東京UFJ銀行 茨木西支店（店番号：031） 普通 0088868
口座名義：JMRC近畿ダートトライアル部会
※銀行振込を利用する場合、上記の振込先に入金後、速やかに上記申込場所に参加申込書を送付すること。なお、複数名分をまとめて入金した場合は参加申込書等もまとめて同時に送付すること。必ず締切日までに振込を完了してください。
また、振込手数料は各自負担のこと。振込の場合、領収証は発行いたしません。
② JAF地方選手権およびJMRC選抜戦シリーズの出場資格保持者
（JMRC各地区ダートトライアル部会長宛に現金書留で申込むこと）
【北海道/A地区】 〒063-0062 北海道札幌市西区西町南18丁目3-28-102
林 宏明 TEL：090-2690-3846
【東北/B地区】 〒010-0877 秋田県秋田市千秋左留町6-30-601
立川 敬士 TEL：090-3368-4860
【関東/C地区】 〒947-0003 新潟県小千谷市穉生甲2001-2
星野 悟 TEL：090-3093-1603
【中部/D地区】 〒438-0077 静岡県磐田市国府台360-1
齋藤 道夫 TEL：090-5303-3908

【近畿/E地区】 〒573-0049 大阪府枚方市山之北上町5-2-503
田口 都一 TEL：090-8790-8484
【中国/F地区】 〒710-0024 岡山県倉敷市亀山718-4
三好 工 TEL：090-4145-1513
【四国/G地区】 〒760-0011 香川県高松市浜ノ町61-6
松原 宏 TEL：090-8691-9246
【九州/H地区】 〒861-0102 熊本県熊本市北区植木町内173-1
橋本 和信 TEL：090-2394-9374

2) 参加受付期間
受付開始 2017年 9月21日（木）
締切日 2017年10月10日（火）必着
3) 提出書類
所定の参加申込書・車両申告書・出場選手カード等に必要事項を記入し、競技参加者・競技運転者・サービス員が誓約書に各自署名の上、以下の参加料を添えて参加受付期間内に第11条①②に定める方法で申込むこと。
4) 参加料
JMRC会員 33,000円（サービス員1名分を含む）
JMRC会員以外 38,000円（サービス員1名分を含む）
JAFカップ対象外クラス（JMRC会員）20,000円（サービス員1名分を含む）
5) その他
① 追加サービス登録料 2,000円/1名
② サービスカー登録料 4,000円/1台
③ パドック予備スペース 3,000円/1区画
④ 競技車両積載車 無料（要登録）
⑤ 宿泊及び食事は各自で準備のこと。
（決勝当日の昼食に関しては、JMRC各地区のケータリングサービスを実施予定）

第12条 サービス員およびサービスカー等
1) 競技参加者は、サービス員、パドックに持ち込むサービスカー、パドック予備スペース及び積載車については競技参加申込と同時に登録を必要とする。なお、登録したサービスカー及び積載車は、オーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。
2) サービスカーのサイズは、全長5m×全幅2.5mまでとする。
3) パドック予備スペースは、1区画を5m×2.5mとする。

第13条 競技のタイムスケジュール
【11月11日（土）】
ゲートオープン 9:00
公開練習受付 10:00～11:00
公開練習慣熟歩行 10:30～11:30
公開練習ドライバースプリーフィング 11:40～11:50
公開練習走行 12:00～
公式受付A（参加確認受付） 13:00～15:00
公式車両検査A 13:30～15:30
車両持出受付 13:45～15:45
車両保管 16:30～翌5:30
（公式車両検査終了車両は車両保管とします。ただし持出車両を除く）
※公開練習参加者は公式受付A及び公式車両検査Aを受けること。ただし、車両トラブルがあった場合は公式受付B及び公式車両検査Bでも可とする。
また、公式受付Aを済ませた場合も決勝当日の参加確認受付を必ず受けること。
※公式車両検査Aを受けた後の車両持ち出しは書面にて申告すること。その場合は決勝当日の持出車両再検査を必ず受けること。
※当日入場された参加者は、極力公式受付A及び公式車両検査Aを受けてください。

【11月12日（日）】
ゲートオープン 5:30
公式受付B・参加確認受付 6:00～ 7:00
公式車両検査B・持出車両再検査 6:15～ 7:15
慣熟歩行 6:30～ 7:30
開会式 7:40～ 7:50
ドライバースプリーフィング 7:50～ 8:05
第1ヒート開始 8:20～
慣熟歩行 第1ヒート終了後 40分間
第2ヒート開始 慣熟歩行終了 10分後
閉会式/表彰式 16:30～（予定）

第14条 参加車両
2017年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定第5条に基づいたPN部門・N部門・SA部門・SC部門・D部門・AE部門の6部門とする。

第15条 部門および競技クラス区分
1) 2017年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定第6条2.に基づいた下記のクラス区分とする。
【スピードPN車両部門】
クラス1：気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両
クラス2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年または、JAF登録年が2012年1月1日以降の車両
クラスWomen：2輪駆動（FF、FR）のPN車両
【スピードN車両部門】
クラス1：2輪駆動のN車両
クラス2：4輪駆動のN車両
【スピードSA車両部門】
クラス1：2輪駆動のSA車両
クラス2：4輪駆動のSA車両
【スピードSC車両部門】
クラス1：2輪駆動のSC車両
クラス2：4輪駆動のSC車両
【スピードD車両部門】
クラス区分なし
【スピードAE車両部門】
クラス区分なし

- 2) その他併設クラス（JAFカップ対象外）
N1、5クラス 気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN・B車両
RWDクラス 排気量によるクラス区分なしの後輪駆動のPN・N・SA・SAX・SC・D・B車両

第16条 参加者及び競技運転者（ドライバー）

- 1) 参加者は有効なJAF競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は有効な自動車運転免許証と有効なJAF競技運転者許可証の所持者でなければならない。
- 3) 満20歳未満の競技運転者は参加申込みに際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第17条 参加資格と優先順位

- 1) 2017年度全日本選手権シリーズの各部門、各クラスの10位までの者。
- 2) 2017年度各地区地方選手権シリーズの各部門、各クラス6位までの者。
- 3) オーガナイザーの選考に基づく者。
ただし、前項1)及び2)に定めてある参加資格及び優先順位を妨げてはならない。
- 4) 2017年JAFカップオールジャパンジュニア/ダートトライアル規定第6条2.のスピードPN部門クラスWomenの参加者は、女性（公的な書類等による性別が女性（FEMALE）とし、且つ前項1)～3)のいずれかを満たさなければならない。

第18条 同一競技会の参加制限

- 1) 同一運転者は1つの競技会に1クラスしか参加できない。
- 2) 同一車両による重複参加（ダブルエントリー）は、同一クラス内に限り認められる。ただし、PN車両部門クラスWomenは同一部門内に限り認められる。

第19条 参加台数

最大参加台数は、180台までとする。

第20条 参加受理

参加申込締切後、参加申込者に対して参加の諾否を通知する。

第21条 参加拒否

国内競技規則4-19に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否する権限を有する。この場合、事務手数料1,000円を差し引いて参加費を返金する。なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き返金されない。

第22条 車両変更

- 1) 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
- 2) 車両変更は同一部門同一クラスであること。
- 3) 車両変更申請は本競技会の参加確認受付終了までとする。

第23条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は公式車両検査を実施する。また、公式車両検査に車両を提示することは、当該車両が全ての規則に適合し参加申請したものとみなされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合または競技会技術委員長の修正指示に従わなかった場合は本競技会に参加できない。
- 3) 全ての参加者は公式車両検査と同時に本競技会特別規則第29条に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
- 4) 競技番号（ゼッケン）は公式車両検査までに車両の左右に貼付すること。競技期間中に競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求められることができる。修正を命じられた車両は修正後に再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両及びドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は競技終了後に上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査及び再車両検査の分解及び組み付けに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果、不合格の場合は競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は技術委員の求めがあれば各人の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまではオーガナイザーの管理下に置かれる。
- 11) 参加者は2017年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第5章第32条2.に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行なった場合は、作業終了後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。
- 12) 参加者は競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第24条 ドライバースプリーフィング

- 1) 競技長は競技会開始前に競技会審査委員会の出席を得てスプリーフィングを開催する。
- 2) ドライバーはスプリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティの対象となる。

第25条 慣熟歩行

タイムスケジュールに従い、徒歩にて行う。

第26条 スタート

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会承認のもと、その内容を公式通知で示す。

第27条 リタイア

競技会の途中で競技を破棄する場合または以降競技に出場しない場合は、明確に意思表示を行い、その旨を書面に競技役員に申し出て破棄しなければならない。

第28条 一般安全規定

- 1) 全ての車両は当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。
- 2) オープンカーは乗車保護のため6点以上のロールバーを装着しなければならない。
- 3) 全ての車両は適用車両規則に準じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。
- 4) 競技走行中は運転席側の窓及びサンルーフを全開ししなければならない。競技会場内に限り、運転席側の窓内側にネットの装着を強く推奨する。その場合、ネットは以下の仕様でなければならない。
 - ・材質：耐摩耗性のあるもの
 - ・帯の最小幅：19mm
 - ・編目の最小サイズ：2.5×2.5mm
 - ・編目の最大サイズ：6.0×6.0mm
 - ・装着要項：脱着可能であること
- 5) パドック内での移動は最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 6) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合はリジッドジャッキ（通称：ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 7) パドック内に燃料を保管する場合は消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。
- 8) パドック内で給油する場合は粉末消火器（国家検定合格済の薬剤質量3kg以上）を準備し、給油すること。

第29条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
- 2) 競技ヘルメットは、2017年JAF国内競技車両規則・付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものを着用することを義務付ける。この適合性はラベルで表示されるかまたは証明できなければならない。

第30条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則「スピード行事における旗信号に関する指導要綱」に定められた信号及びチェッカー旗によって伝達される。

- | | |
|---------|-------------|
| ・国旗 | スタート合図 |
| ・黄旗 | パイロン移動、転倒 |
| ・黒旗 | ミスコース |
| ・赤旗 | 危険あり直ちに停止せよ |
| ・緑旗 | コースクリア |
| ・チェッカー旗 | ゴール合図 |

第31条 計時

- 1) 計時は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計時は自動計測機器にて1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 万一、自動計測機器による計測不能等が発生した場合に限り、個別の独立した自動計測機器のタイムを成績とする。
- 4) 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は結果成績表からその名前が抹消される。

第32条 順位決定

原則として競技は2ヒートで行い、2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し、最終の順位（競技結果）とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

- ① セカンドタイムの良好な者。
- ② 排気量の小さい順。
- ③ 競技会審査委員会の決定による。

第33条 競技上のペナルティ

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後、速やかにスタートしない場合は当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー（パイロン）の移動または転倒と判断された場合は当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) ミスコースと判定された場合は当該ヒートを無効とする。
- 6) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合は当該ヒートを無効とする。
- 7) ドライバースプリーフィングに欠席の場合は罰金3万円、遅刻の場合は1万円とする。
- 8) 運転席側の窓ガラス及びサンルーフ（ルーフベンチレーターを含む）を開けて走行した場合は当該ヒートは無効とする。
- 9) スタート後3分以内にフィニッシュラインに到達しない場合は当該ヒートは無効とする。競技役員の見判断により、その車両はコースから排除されることがある。
- 10) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合はその車両の当該ヒートを無効とする。

第34条 抗議

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合、抗議料は返還される。
- 3) 抗議により車両の分解検査要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定及び計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は抗議者に宣告される。

第35条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第36条 競技会の成立、延期、中止または短縮

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。
- 3) 競技会延期のため参加者が出場できない場合または中止の場合、参加料を返還する。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第37条 賞典

- 1) 各部門各クラス
1位 JAFカップ/JAF桶/オーガナイザー賞
2位～3位 JAF桶/JAF賞/オーガナイザー賞
4位～6位 JAF賞/オーガナイザー賞
JAFカップ対象外クラス オーガナイザー賞
- 2) 特別賞 地区対抗戦（特別賞の詳細は公式通知にて発表する。）
- 3) オーガナイザー賞は各クラス参加台数の50%（小数点以下四捨五入）の範囲内で最大6位までとする。

第38条 遵守事項

- 1) 本特別規則のもとで開催される競技会に参加する個人及び団体は、それがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、競技中及び行事中に生じた事態についてJAF並びにその所属員及び競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は本大会に係わる全ての者に全ての法規及び規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者及びドライバー等のチーム関係者はオーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者及びドライバーは競技期間中、競技会場において薬物等によって精神状態を維持したり飲酒してはならない。

第39条 本特別規則の解釈

競技会中に本特別規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第40条 罰則

- 1) 規則違反または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本特別規則に関する罰則及び本特別規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第41条 損害の補償

- 1) 参加者及び競技運転者は、参加車両及び付属品の破損、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 本競技会に参加する全ての参加者、競技運転者、関係者、観客、大会役員の死亡及び負傷並びに車両の損害に対し、JAF及びオーガナイザー、大会役員、競技役員はそれが役務遂行に起因するものであっても一切の損害賠償責任を負わないものとする。
- 3) ミスコース等、当該競技運転者の重大な過失に起因する事故の場合は、他の車両に対しても弁済責任が発生することを了承しなければならない。

第42条 本特別規則の施行並びに記載されていない事項

- 1) 競技運転者は競技に有効な傷害保険またはJMRC全国共同共済の加入者に限る。なお、大会受付時に、その保険証書（コピー可）または各地区JMRC発行の本年度有効の会員証または加入を証明できる書類を提示すること。
- 2) 本特別規則は本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 3) 本特別規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則及びFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 4) 本特別規則発行後、JAFにおいて決定され公示された事項は全ての規則に優先する。
- 5) ゼッケンはシードを含めJAFゼッケンを使用すること。

以上
大会組織委員会